

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第5次地方分権一括法案）の概要

平成27年3月
内閣府地方分権改革推進室

第5次地方分権一括法案

平成26年から新たに導入した「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行うもの。
〔19法律を一括改正〕

（参考）

- ・第1次地方分権一括法（H23. 4成立）— 義務付け・枠付けの見直し
- ・第2次地方分権一括法（H23. 8成立）— 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第3次地方分権一括法（H25. 6成立）— 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第4次地方分権一括法（H26. 5成立）— 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

地方分権改革に関する提案募集方式

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より、委員会勧告方式に替えて「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとしている。

主な改正内容

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等

A 国から地方公共団体

- ・農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲等
- ・医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可

B 都道府県から指定都市等

- ・指定都市立特別支援学校の設置等に係る都道府県の認可
- ・火薬類の製造許可等

II 義務付け・枠付けの見直し等

- ・建築審査会委員の任期の条例委任
- ・農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止
- ・保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日
- ② 地方公共団体において条例制定や体制整備が必要なもの → 平成28年4月1日 等

改正法律一覧（19法律※）

※「麻薬及び向精神薬取締法」は、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等と義務付け・枠付けの見直し等に重複

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等(12法律)

A 国から地方公共団体

〔麻薬及び向精神薬取締法〕※

○麻薬小売業者間の麻薬の譲渡に係る許可を都道府県に移譲

〔農地法〕

〔農業振興地域の整備に関する法律〕

【3頁参照】

〔中小企業新事業活動促進法〕

○特定新規中小企業者に投資が行われたことの確認を都道府県に移譲

〔中小企業経営承継円滑化法〕

〔租税特別措置法〕

○事業承継の支援措置に係る認定等を都道府県に移譲

〔特定特殊自動車排出ガス規制法〕

○使用者に対する技術基準適合命令等を都道府県に移譲

B 都道府県から指定都市等

〔学校教育法〕

○指定都市立特別支援学校の設置等認可を指定都市に移譲

〔毒物及び劇物取締法〕

○特定毒物研究者の許可等を指定都市に移譲

〔医薬品医療機器法〕

○高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可を保健所設置市・特別区に移譲

〔火薬類取締法〕

○火薬類の製造許可等を指定都市に移譲

〔高圧ガス保安法〕

○高圧ガスの製造許可等を指定都市に移譲

II 義務付け・枠付けの見直し等(8法律)

〔精神保健福祉法〕

○精神医療審査会委員の任期を、3年を上限に条例で規定可能に

〔麻薬及び向精神薬取締法〕※

○麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長

〔認定こども園法〕

○保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

〔特定農山村法〕

○基盤整備計画に係る知事同意協議（一部）の協議への見直し

〔採石法〕

〔砂利採取法〕

○事業者の登録拒否等の要件等に暴力団員等を追加

〔建築基準法〕

○市町村の建築主事の設置に係る知事同意協議の協議への見直し

○建築審査会委員の任期の条例委任

〔都市計画法〕

○区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し

改正内容①

農地転用許可に係る権限移譲等について（概要）

農地の総量確保のための仕組みの充実

○国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築

- ・地域における農地の実情を反映(市町村の参画)
- 市町村の意見聴取手続きの創設 など

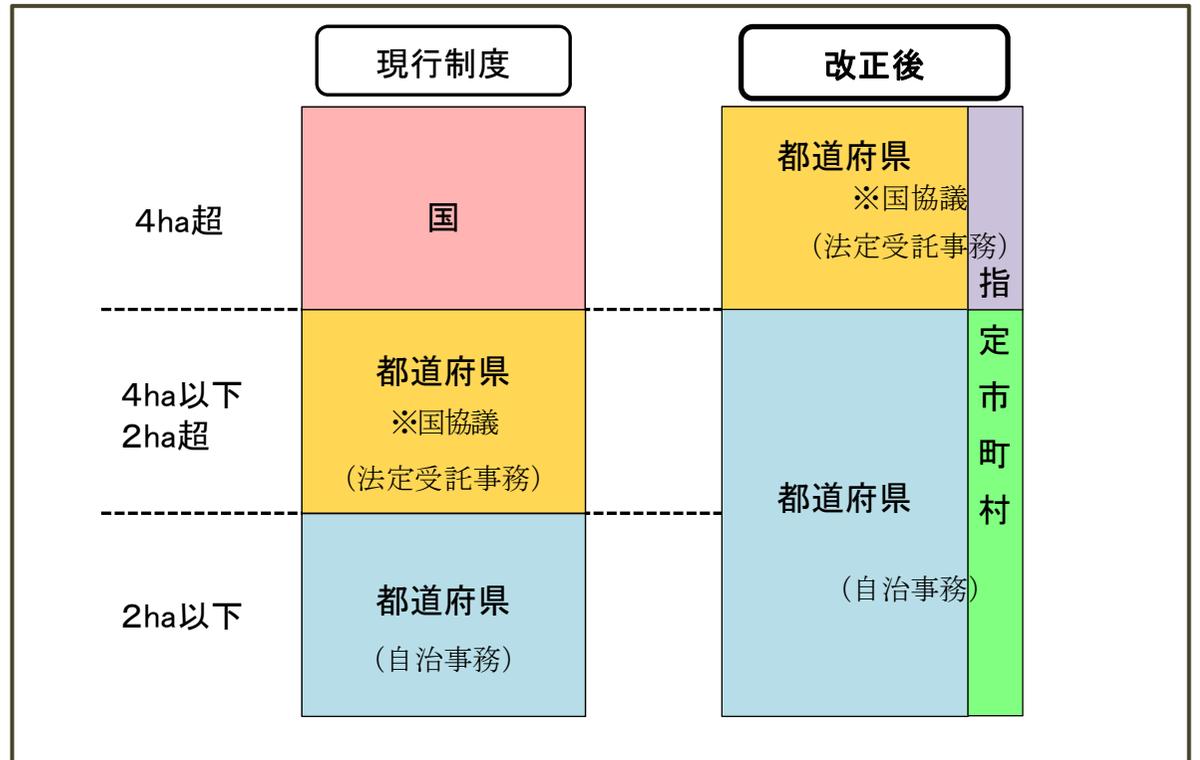
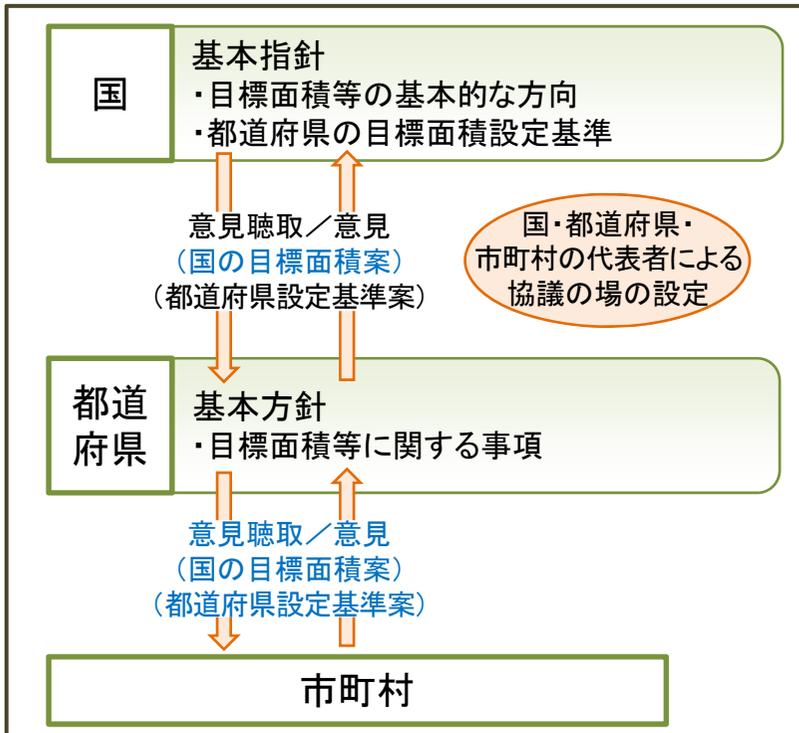
○上記のほか、「対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、国と地方の十分な議論を担保するため、国・都道府県・市町村の協議の場を設定することなどを盛り込み

農地転用許可の権限移譲等

○農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等

- ・2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
- ・4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県(下記の指定市町村にあっては、当該指定市町村)に移譲
- ・農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲

○上記のほか、「対応方針」において、権限移譲に当たり、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援を行うことなどを盛り込み



改正内容②

I - A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等(農地転用許可に係る権限移譲等以外)

医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可(麻薬及び向精神薬取締法)

医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可を国(地方厚生局)から都道府県に移譲し、地域医療を担う都道府県において、薬局の麻薬小売業者免許と譲渡許可をワンストップで取り扱うことにより、譲渡許可の取得が促進され、医療用麻薬を活用したがん患者に対する在宅緩和ケア体制が充実する。

権限	国	都道府県
麻薬小売業者の免許		○
医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可	○ →	

エンジェル税制に関する確認(中小企業新事業活動促進法)

創業後間もないベンチャー企業に個人投資家が投資した際に適用される税制優遇制度(エンジェル税制)※1について、対象企業※2に投資が行われたことの確認事務を国(経済産業局)から都道府県に移譲することにより、都道府県の中小企業支援策との一体的実施が図られる。

※1 投資額を課税所得や株式譲渡益から控除できる制度

※2 中小企業者であること、新事業活動従事者・研究者・研究費用等が一定以上であること など

権限	国	都道府県
特定新規中小企業者の確認	○ →	

事業承継の支援措置に係る認定等(中小企業経営承継円滑化法及び租税特別措置法)

中小企業の後継者が事業を承継するに当たっての特例制度(事業承継税制)※1について、その適用※2を受けるための認定等の事務を国(経済産業局)から都道府県に移譲することにより、都道府県の中小企業支援策との一体的実施が図られる。

※1 後継者が取得した株式に係る相続税・贈与税の納税が猶予される制度

※2 中小企業者であること、上場会社に該当しないこと など

権限	国	都道府県
事業承継の支援措置に係る認定等	○ →	

改正内容③

I - A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等(農地転用許可に係る権限移譲等以外)

特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令等 (特定特殊自動車排出ガス規制法)

特定特殊自動車※の使用者に対する技術基準適合命令等について、国(地方農政局、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所等)から使用現場に近い都道府県へ移譲することで、指導監督体制の充実に資する。

※ 公道を走行しない特殊な構造の自動車(油圧ショベル、ブルドーザ、フォークリフト、コンバイン等)

権限	国	都道府県
特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令等	○ →	→

I - B 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

指定都市立特別支援学校の設置等に係る都道府県の認可(学校教育法)

指定都市立の特別支援学校の設置等における都道府県教育委員会の認可を廃止し、事前届出とすることで、指定都市による特別支援学校の設置手続が迅速化される。

※ 指定都市立の高等学校等の設置等に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次地方分権一括法により廃止し、事前届出とされている

権限	都道府県	指定都市
指定都市立高等学校等の設置等認可		○
指定都市立特別支援学校の設置等認可	○ →	→

特定毒物研究者の許可等(毒物及び劇物取締法)

都道府県が行っている特定毒物研究者※の許可等について、指定都市に移譲することで、指定都市が行っている毒物又は劇物の販売業の登録、立入検査等と一体的に指導監督を行うことができるようになる。

※ 学術研究のため特定毒物(毒物のうち著しい毒性を有するもの)を製造・使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者

権限	都道府県	指定都市
毒物又は劇物の販売業の登録、立入検査等		○
特定毒物研究者の許可等	○ →	→

改正内容④

I - B 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

高度管理医療機器(ペースメーカー等)販売業等の許可については、都道府県から保健所設置市及び特別区に移譲されているが、営業所管理者が複数の営業所を兼務する場合の許可についても同様に移譲することで、事業者の負担を軽減するとともに、事業者に対する一体的な指導監督を可能とする。

権限	都道府県	保健所設置市等
販売業等の許可		○
営業所管理者の兼務許可	○ →	

火薬類の製造許可等(火薬類取締法)

都道府県が行っている火薬類※の製造許可等について、指定都市に移譲することで、消防法に基づき指定都市が行っている危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督が行えるようになり、保安体制が充実する。

※ 火薬、爆薬、火工品(信管、導火線等)

権限	都道府県	指定都市
危険物の保安業務		○
火薬類の製造許可等	○ →	

高圧ガスの製造許可等(高圧ガス保安法)

都道府県が行っている高圧ガスの製造※許可等について、指定都市に移譲することで、消防法に基づき指定都市が行っている危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督が行えるようになり、保安体制が充実する。

※ ガスを圧縮しボンベに充填するなどの処理を行うこと

権限	都道府県	指定都市
危険物の保安業務		○
高圧ガスの製造許可等	○ →	

改正内容⑤

II 義務付け・枠付けの見直し等

精神医療審査会委員の任期を、3年を上限に条例で規定可能に (精神保健福祉法)

精神医療審査会委員の任期を、法令上は2年とした上で、3年を上限として条例で定められるようにすることにより、委員の確保等地域の実情に応じた精神医療審査会の運営に資する。

今回の見直し

委員の任期について、精神保健福祉法で、全国一律に2年と設定



法令上は2年とした上で、**3年を上限として条例で定められるように。**

麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長 (麻薬及び向精神薬取締法)

麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長することにより、地方公共団体の事務処理を効率化し、麻薬取扱施設への立入検査の強化につなげるなど、指導監督体制の充実・強化に資する。

今回の見直し

免許の有効期間について、
免許の日の属する年の翌年の年末まで(最長2年)



免許の日の属する年の**翌々年**の年末まで(最長3年)

保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止(認定こども園法)

子ども・子育て支援新制度では、将来の保育需要を見越した受け皿整備の環境が整うこと等から、保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の規定を廃止することにより、有効期間経過後の事業の見通しに対する経営主体の不安を解消し、認定こども園の活用を通じた保育体制の充実を促進する。

今回の見直し

認定の有効期間について、都道府県が5年以内で定める



当該規定を廃止

改正内容⑥

II 義務付け・枠付けの見直し等

農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止(特定農山村法)

特定農山村法に基づく農林業等活性化基盤整備計画を作成又は変更する際、農林地所有権移転等促進事業に係る事項以外は都道府県知事の同意を要しない協議とすることにより、地域の自主性を活かした機動的な農林業の活性化に資する。

農林業等活性化基盤整備計画の内容

1 「基盤整備促進事業」の実施に関する事項

- (1) 農林業等活性化措置の促進
- (2) 農林業等活性化基盤施設整備の促進
- (3) 農林地所有権移転等促進事業
- (4) 人材の育成・確保 等

2 1に関連した農林業生産基盤の整備・開発等

今回の見直し

1について
知事の同意協議

↓
(3)のみ同意協議
その他については
協議のみ

事業者の登録拒否等の要件等に暴力団員等を追加(採石法及び砂利採取法)

現行法には暴力団排除条項がなく、登録要件を満たしていれば暴力団関係者の登録を拒否できず、登録業者が暴力団関係者であることが判明した場合にも取り消すことができないが、今回の見直しにより、暴力団の排除が可能になり、「世界一安全な日本」の創造に寄与する。

今回の見直し

登録の拒否・取消し要件に暴力団排除条項がない

↓
採石業及び砂利採取業において、暴力団排除が可能に

改正内容⑦

II 義務付け・枠付けの見直し等

市町村の建築主事の設置に係る知事同意協議の協議への見直し(建築基準法)

市町村が建築主事を設置しようとする際、都道府県知事との協議のみで建築主事を設置できるようになり、市町村による自主的な建築行政への取組に資する。

今回の見直し

市町村が建築主事を設置する際、知事の同意協議が必要



同意が不要となり、協議のみで設置できるように

建築審査会委員の任期の条例委任(建築基準法)

建築審査会委員の任期を、法令の基準を参酌し、条例で定められるようにすることにより、委員の確保等地域の実情に応じた建築審査会の運営に資する。

今回の見直し

委員の任期について、建築基準法で、全国一律に2年と設定



法令の基準を参酌し、独自に条例で定められるように

区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し(都市計画法)

区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議について、協議の対象となる都市計画を農用地区域等が含まれる場合に限定することにより、地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

今回の見直し

区域区分の都市計画決定は、一律に農林水産大臣協議が必要



農林水産大臣協議の対象範囲を農用地区域等が含まれる場合に限定